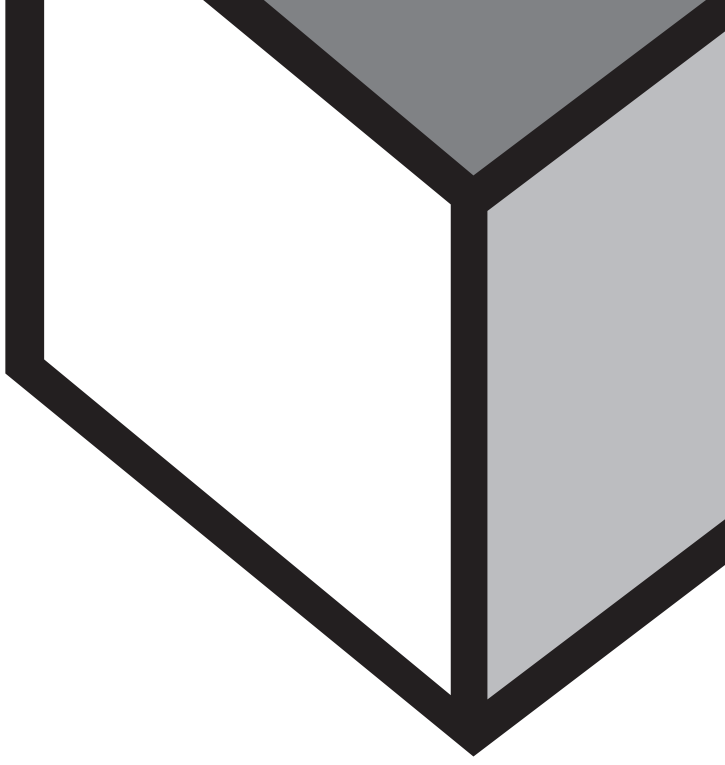
MiSUMi



第58回

定時株主総会招集ご通知

2019年4月1日～2020年3月31日

開催日時

2020年6月16日（火曜日）　午後2時

開催場所

東京都港区虎ノ門1丁目23番3号
虎ノ門ヒルズ森タワー5階
虎ノ門ヒルズフォーラム

新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年開催しておりました株主経営説明会、および商品展示ブースを本年は中止とさせていただきます。また、ご来場された株主さまへのお土産の配布も取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

議案

第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役8名選任の件

目次

■ 第58回定時株主総会招集ご通知 …… 1
■ 株主総会参考書類 …… 6
■ 事業報告 …… 14
■ 連結計算書類 …… 45
■ 計算書類 …… 48
■ 監査報告書 …… 51

株式会社ミスミグループ本社

証券コード：9962

証券コード 9962
2020年５月29日

株　主　各　位

東京都文京区後楽２丁目５番１号
株式会社ミスミグループ本社
代表取締役会長　西　本　甲　介

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法（インターネット）により行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年６月15日（月曜日）午後５時までに、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月16日（火曜日）午後２時

2. 場　　所　東京都港区虎ノ門１丁目23番３号
虎ノ門ヒルズ森タワー５階　虎ノ門ヒルズフォーラム

●新型コロナウイルス感染防止の観点から、例年開催しておりました株主経営説明会、および商品展示ブースを本年は中止とさせていただきます。また、ご来場された株主さまへのお土産の配布も取り止めさせていただきます。
●今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト（https://www.misumi.co.jp/）にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主さまにおかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認頂きますようお願い申しあげます。

3. 目 的 事 項

報告事項　1. 第58期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第58期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役８名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

（1）郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年６月15日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

（2）電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合

４頁の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、インターネットにより当社指定の議決権行使サイト（https://www.evoting.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、2020年６月15日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款に基づき、インターネット上での当社ウェブサイト（https://www.misumi.co.jp/ir/stock/syousyu.html）に掲載することにより株主の皆様へのご提供とさせていただきます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.misumi.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎株主総会決議の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、当社第58回定時株主総会の実施に際して、以下の対応を予定しております。株主の皆さまにおかれましては、何卒ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申しあげます。

1.株主さまへのお願い

- ●株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご自身の体調をお確かめのうえ、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。当日体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
- ●会場内においては、感染リスクを低減するため、株主さま同士の間隔を空けて席をご用意させていただくことから、座席数に限りがございます。ご承知くださいますようお願い申しあげます。
- ●以上の状況を踏まえ、議決権行使は可能な限り、書面またはインターネットによる事前行使をお薦めいたします。詳細については、本紙4、5頁をご参照ください。

2.ご来場いただく株主さまへのお願い

- ●マスクの着用とアルコール消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
- ●受付において、非接触型の体温計等により体温確認をさせていただく場合がございます。体調不良と見受けられる場合にはご入場の制限等をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3.当社の対応について

- ●株主総会の運営に関わるスタッフなどは、検温等を含めて体調を確認したうえで参加いたします。また、マスクを常時着用で対応させていただきます。
- ●受け渡しの接触感染防止のため、お飲み物の提供は控えさせていただきます。
- ●報告事項等を簡潔に説明させていただく場合がございます。

今後の状況変化に応じて、株主総会の運営、会場に大きな変更が生じる場合は、速やかに当社ウェブサイト（https://www.misumi.co.jp/）にてご案内いたします。本株主総会へご出席される株主さまにおかれましては、大変お手数ではございますが、事前にご確認頂きますようお願い申しあげます。

議決権行使方法のご案内

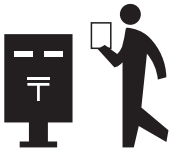
株主総会にご出席の場合



株主総会日時　**2020年６月16日（火曜日）午後２時開催**
（受付開始は午後１時を予定しております）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
株主総会当日は、こちらの「招集ご通知」をお持ちください。

株主総会にご欠席の場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限　**2020年６月15日（月曜日）午後５時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットにより行使される場合

行使期限　**2020年６月15日（月曜日）午後５時まで**

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

議決権行使サイト：https://www.evoting.tr.mufg.jp/

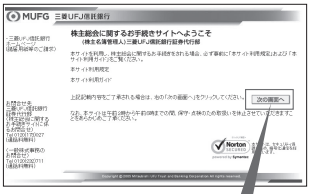
インターネットによる議決権行使について

当社指定の議決権行使サイト**https://www.evoting.tr.mufg.jp/**にて各議案に対する賛否をご入力ください。

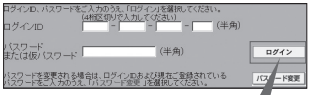
議決権行使サイトのご利用方法

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使サイトにアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3. 現在のパスワード欄に「仮パスワード」を入力後、「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。
ログインIDおよび仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。
以降画面の案内に従って賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただく必要がございます。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料／受付時間 午前９時～午後９時）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の配当の件

当社では、経営環境や業績動向・見通しに加え、持続的成長と企業価値向上を実現するための経営基盤拡充、財務体質の強化、資本効率の向上などを総合的に勘案し、株主の皆様に利益を還元する方針を定めており、配当性向の基準を25%としております。

当期の期末配当につきましても上記の基準に従い、以下のとおり１株当たり7.04円とさせていただきたいと存じます。

なお、年間配当金は、2019年12月３日に実施した１株につき7.51円（総額2,130,299,975円）の中間配当と合わせ、前期より6.65円減額の１株当たり14.55円となります。

(1) 配当財産の種類
　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式　１株につき7.04円　総額1,998,646,010円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
　2020年６月22日

第２号議案　取締役８名選任の件

現在の取締役７名は、本株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役会の経営監督機能の強化のため、社外取締役を１名増員し、新任の社外取締役１名を含む取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	再任 にし　もと　こう　すけ 西　本　甲　介 (1958年３月１日生) 所有する当社の株式の数 10,000株	1981年４月　カネボウ㈱ 入社 1984年９月　㈱メイテック 入社 1995年６月　同　取締役 1996年７月　同　専務取締役 1999年11月　同　代表取締役社長 2003年４月　同　代表取締役社長 グループＣＥＯ 2014年４月　同　取締役会長 2015年６月　㈱インターワークス 社外取締役 2017年４月　同　代表取締役会長兼社長 2017年６月　㈱ミスミグループ本社 社外取締役 2019年６月　同　取締役副社長 2020年２月　同　代表取締役会長(現任) 同　㈱ミスミ ＯＳＴ企業体社長(現任) 同　駿河精機㈱ 代表取締役社長(現任)
	取締役候補者とした理由 西本甲介氏は、長年の企業経営者としての豊富な経験と日本の様々な製造業についての幅広い見識を有しております。これらの知見と経験を活かし、2019年6月より取締役副社長として、2020年２月からは代表取締役会長として、経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	再任 おおの　りゅうせい 大野　龍隆 (1964年10月1日生) 所有する当社の株式の数 400,000株	1987年4月 ㈱ミスミグループ本社 入社 2002年4月 同 執行役員 2007年6月 同 取締役執行役員 2008年10月 ㈱駿河生産プラットフォーム 代表取締役社長 同 ㈱ミスミグループ本社 取締役常務執行役員 2011年1月 駿河精機㈱ 代表取締役社長 2013年1月 ㈱ミスミグループ本社 専務取締役 2013年12月 同 代表取締役社長 同 ㈱ミスミ 代表取締役社長(現任) 2014年6月 ㈱ミスミグループ本社 代表取締役社長 ＣＥＯ 2020年2月 同 代表取締役社長(現任) 同 ㈱ミスミ ＶＯＮＡ企業体社長(現任)
	取締役候補者とした理由 大野龍隆氏は、当社代表取締役社長としてミスミグループをグローバル企業として更なる成長に導き、中長期的な企業価値向上に向けた戦略の策定と実現を図ってまいりました。また、当社の事業、オペレーション、生産など、これまでの幅広い分野における経験と知見を活かし経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	再任 いけ ぐち とく や 池口徳也 (1968年12月30日生) 所有する当社の株式の数 187,300株	1992年４月 三菱商事㈱ 入社 2005年４月 ㈱ミスミ 入社 2007年４月 ㈱ミスミグループ本社 執行役員 2009年11月 同 常務執行役員 2010年６月 同 常務取締役 2015年５月 同 専務取締役 2017年５月 同 取締役副社長(現任) 2020年２月 同 ＥＣビジネス革新センター長(現任) 同 ㈱ミスミ ＶＯＮＡ ＭＲＯ企業体社長(現任)
	取締役候補者とした理由 池口徳也氏は、これまでに当社の主要事業の責任者を歴任しそれらを牽引した実績を持ち、また、オペレーション改革の実現も含め幅広い分野においてリーダーシップを発揮してまいりました。ECビジネス革新センター長およびＶＯＮＡ ＭＲＯ企業体社長として組織を導くとともに、経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。	
4	再任 おとこ ざわ いち ろう 男澤一郎 (1955年８月22日生) 所有する当社の株式の数 10,000株	1979年４月 日本鋼管㈱(現 ＪＦＥエンジニアリング㈱) 入社 1997年３月 参天製薬㈱ 社長室長 1999年７月 同 執行役員 2005年６月 同 取締役常務執行役員 2006年５月 アリックス・パートナーズ シニア・ディレクター 2007年７月 アドベント・インターナショナル㈱ シニア・ディレクター 2011年４月 エイボン・プロダクツ㈱ (現 エフエムジー ＆ ミッション㈱) 取締役 ＣＦＯ 2013年12月 ㈱ミスミグループ本社 常務執行役員 ＣＦＯ 2014年６月 同 常務取締役 ＣＦＯ(現任) 2015年12月 同 コーポレートサービスプラットフォーム 代表執行役員(現任)
	取締役候補者とした理由 男澤一郎氏は、複数の企業におけるＣＦＯとしての豊富な経験に加え、管理部門の責任者や事業責任者としての幅広い経験を有しております。この知見を活かし、ミスミグループのＣＦＯおよび本社スタッフ部門の責任者として、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	再任 さとう としなり 佐藤年成 (1956年3月30日生) 所有する当社の株式の数 1,100株	1980年４月 東京芝浦電気㈱(現 ㈱東芝) 入社 2006年４月 アイツーテクノロジーズジャパン㈱ 入社 2008年３月 日本ＳＧＩ㈱ 代表取締役社長 2010年２月 同 代表取締役会長 2010年４月 日本電産㈱ 入社 2010年６月 同 執行役員 ＣＩＯ 2012年６月 同 常務執行役員 ＣＩＯ 2016年10月 ㈱ミスミグループ本社 常務執行役員 ＣＩＯ 同 同 ＩＴサービスプラットフォーム代表執行役員(現任) 2017年２月 同 ユーザーサービスプラットフォーム代表執行役員(現任) 2018年６月 同 常務取締役 ＣＩＯ(現任)
	取締役候補者とした理由 佐藤年成氏は、複数の企業における経営者やＣＩＯとしての豊富な経験を有しており、ミスミグループ本社においてもＣＩＯとして、グループのＩＴの改革・強化にリーダーシップを発揮してきました。これらの知見と経験を活かし、業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行っております。今後も更なる貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	再任 社外取締役候補者 おぎ　たけ　ひこ 小城武彦 (1961年8月8日生) 所有する当社の株式の数 5,000株	1984年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 2000年5月 ㈱ツタヤオンライン 代表取締役社長 2002年6月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱ 代表取締役常務 2004年7月 ㈱産業再生機構 マネージングディレクター 2004年11月 カネボウ㈱ 代表執行役社長 2007年4月 丸善㈱ 代表取締役社長 2010年2月 ＣＨＩグループ㈱（現 丸善ＣＨＩホールディングス㈱） 代表取締役社長 2013年6月 ㈱西武ホールディングス 社外取締役(現任) 2015年6月 ㈱ミスミグループ本社 社外取締役(現任) 2015年8月 ㈱日本人材機構 代表取締役社長(現任) 2016年4月 金融庁参与(現任) 2017年9月 ㈻至善館 理事(現任) 2018年8月 経済産業省 大臣官房参事
	社外取締役候補者とした理由 小城武彦氏は、長年の企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として、当社グループの経営につき適切な助言および監督を行っております。今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	再任 社外取締役候補者 なかの　よういち 中野　庸一 (1960年4月26日生) 所有する当社の株式の数 —	1990年5月　世界銀行グループ 国際金融公社 投資本部 入社 1996年6月　マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 入社 2003年6月　縄文アソシエイツ㈱ エグゼクティブ サーチコンサルタント 2011年8月　ハイドリック・アンド・ストラグルズ ジャパン合同会社 リーダーシップ・コンサルティング部門 パートナー 2013年1月　同　エグゼクティブ・サーチ部門 パートナー 2016年2月　㈱中庸 代表取締役社長(現任) 2019年6月　㈱ミスミグループ本社 社外取締役(現任)
	社外取締役候補者とした理由 中野庸一氏は、グローバルでの金融、コンサルティング、エグゼクティブ・サーチなど様々な業種での豊富な経験と経営者の人材開発についての幅広い見識に基づき、社外取締役として、当社グループの経営につき適切な助言および監督を行っております。今後も引き続き社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。	
8	新任 社外取締役候補者 しみず　あらた 清水　新 (1972年6月1日生) 所有する当社の株式の数 —	1997年4月　アクセンチュア㈱ 入社 2005年9月　同　エグゼクティブパートナー 2015年7月　同　戦略コンサルティング本部 統括本部長 執行役員 2017年3月　シーオス㈱ 代表取締役副社長 COO(現任) 2017年6月　㈱インターワークス 社外取締役(現任) 2017年9月　㈱トラスト・テック (現 ㈱ビーネックスグループ) 社外取締役(現任)
	社外取締役候補者とした理由 清水新氏は、長年の戦略コンサルタントおよび経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらの経験と見識に基づき、当社グループの経営につき適切な助言および監督を行っていただけるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。	

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

（1）取締役候補者小城武彦、中野庸一および清水新の各氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者であります。

（2）当社は、取締役候補者小城武彦および中野庸一の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、取締役候補者清水新氏の選任が承認された場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

（3）社外取締役に就任してからの年数について

①小城武彦氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2015年６月から本株主総会終結の時をもって約５年間であります。

②中野庸一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は、2019年６月から本株主総会終結の時をもって約１年間であります。

（4）社外取締役の取締役会出席状況について

①小城武彦氏は、当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

②中野庸一氏は、2019年６月13日の就任後に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、主に経営者としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。

3. 社外取締役との責任限定契約について

当社と小城武彦および中野庸一の各氏との間においては責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、１千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、清水新氏の選任が承認された場合、同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。

4. ㈱ミスミグループ本社は、1989年５月に三住商事㈱から㈱ミスミへ商号変更し、2005年４月に㈱ミスミから㈱ミスミグループ本社へ商号変更しております。また、現㈱ミスミは、2005年４月に現㈱ミスミグループ本社から会社分割の方法により全事業を承継して設立されたものであります。

5. ㈱駿河生産プラットフォームは、2011年１月に駿河精機㈱から㈱駿河生産プラットフォームへ商号変更しております。また、現駿河精機㈱は、2011年１月に現㈱駿河生産プラットフォームから会社分割の方法により同社の光関連機器、ＦＡ関連部品等の販売事業であるＯＳＴ事業を承継して設立されたものであります。

以　上

事業報告 (2019年４月１日から2020年３月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米中貿易摩擦の長期化に伴い製造業の設備投資や稼働の低迷が続いたことに加え、年度末にかけて新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、総じて厳しい状況となりました。主要国における自動車関連の需要低迷なども継続し、日本においては生産用機器の輸出が減少するなどの影響も見られました。

こうした環境の中においても、当社はメーカー事業と流通事業を併せ持つユニークな業態を活かしながら、これを支える事業基盤をグローバルで進化させ、顧客の確実短納期ニーズに応えることで世界の製造業に貢献しています。今期も、世界で加速する「デジタルものつくり」の進化に向けた事業モデルの革新に継続的に取り組み、ITや物流基盤の強化への投資は内容を厳選した上で継続しました。また、年度末にかけて新型コロナウイルスの影響で中国生産拠点の稼働が一時停止した際には、グローバル５極生産の強みを活かしサプライチェーンを即時切替することにより、顧客の確実短納期ニーズに対応しました。しかしながら売上高、利益ともに製造業の設備投資需要や稼働の低迷が継続したことなどにより、前年比減少となりました。

この結果、連結売上高は3,133億３千７百万円（前年同期比5.6％減）となりました。利益面につきましては、売上減による収益の減少、および持続成長に不可欠な先行投資を厳選した上で継続したことなどにより、営業利益は236億４千万円（前年同期比25.8％減）、経常利益は232億４千５百万円（前年同期比26.9％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は165億４百万円（前年同期比31.3％減）となりました。

(単位：百万円)

	売上高			営業利益		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率(%)
FA事業	109,230	99,403	△9.0	18,835	12,578	△33.2
金型部品事業	76,443	72,413	△5.3	6,109	5,009	△18.0
VONA事業	146,262	141,519	△3.2	6,929	6,052	△12.7
合計	331,936	313,337	△5.6	31,874	23,640	△25.8

・報告セグメントの業績

①ＦＡ事業

ＦＡ事業は、米州を除く主要地域、とりわけ日本の設備投資需要や稼働の低迷が続いたことにより、売上高は994億３百万円（前年同期比9.0％減）、営業利益については、販売減少の影響、および事業基盤強化に向けた先行投資を厳選した上で継続したことにより、125億７千８百万円（前年同期比33.2％減）となりました。

②金型部品事業

金型部品事業は、東南アジアにおける販売活動は概ね堅調だったものの、その他の地域では自動車関連の市況低迷が続き、売上高は724億１千３百万円（前年同期比5.3％減）、営業利益については、販売減少の影響、および事業基盤強化に向けた先行投資を厳選した上で継続したことにより、50億９百万円（前年同期比18.0％減）となりました。

③ＶＯＮＡ事業

ＶＯＮＡ事業は、ミスミブランド以外の他社製品も含めた生産設備関連部品、製造副資材、ＭＲＯ（消耗品）等を販売するミスミグループの流通事業です。事業成長を支える品揃え拡大は今期も継続し、期末時点でグローバルでの取扱品目数は3,100万点に達しました。こうした取り組みや積極的な販売拡大施策により、米州、東南アジア、欧州では売上が伸長したものの日本と中国の減速を補えず、売上高は1,415億１千９百万円（前年同期比3.2％減）、営業利益については、収益改善施策の効果が現れたものの売上の減少や確実短納期強化に向けた投資を厳選した上で継続したことにより、60億５千２百万円（前年同期比12.7％減）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資は、全体で184億４千２百万円でした。その主な内容はシステム関連投資、物流拠点投資、および生産設備投資であります。これらに要する資金は自己資金にて充当しております。なお、設備の売却、除却等については重要なものはありません。

(3) 対処すべき課題

世界経済および日本経済は、米中貿易摩擦の長期化、および新型コロナウイルス感染拡大の影響により不透明感が増しています。当社は、社員の健康と安全確保を最優先として新型コロナウイルスの対策本部を設け、グローバルで社員や家族の健康状況の確認を日々行うとともに、顧客への供給責任を果たすべく生産・物流・顧客対応に最大限の努力をもって取り組んでいます。当社顧客の業種は多岐にわたり、医療機器や医薬品、食品製造なども含まれていることから、当社が商品の供給責任を果たすことは重要なライフラインを維持するための社会的責任であります。当社は、グローバル５極生産の強みを活かしサプライチェーンを即時切替できる体制を構築するなど、これまでに築いてきた強固な事業基盤を活用し供給を継続することで顧客の確実短納期へのニーズに着実に応えてまいります。

今後も、社内外での感染防止策を徹底しつつ、環境変化にも即時に対応する「グローバル確実短納期」の強みを活かすとともに、加速する「デジタルものつくり」対応への投資は厳選したうえで継続するなど、景況回復時の持続的成長に向けたモデル革新に取り組みます。

①事業領域の拡大とグローバル展開

当社グループは、メーカー事業と流通事業を併せ持つ強みを最大限に発揮し、事業領域の拡大とグローバル展開を加速し、製造業への貢献領域を拡大させております。

メーカー事業では、ＦＡ事業、金型部品事業の商品領域を拡大するとともに、従来のカタログ・WEBに加え３Ｄ ＣＡＤシステムに連携したサービスの提供を通じ、顧客の設備設計、調達プロセスを大幅に短縮させ、利便性の向上に貢献してまいります。

流通事業においては、ＶＯＮＡ事業で他社ブランドを含めた商品領域を拡大させると同時に、世界各地域の顧客ニーズに合致した品揃えや在庫の充実によってワンストップ性向上を図り、グローバル展開の加速を強力に推進してまいります。こうした取り組みを通じて、グローバルでの顧客基盤の継続的な強化・拡大を図り、景況回復時の成長加速を実現してまいります。

②事業基盤（プラットフォーム）の刷新

足元の需要動向を踏まえ一時的に投資を抑制するものの、デジタルものつくりに適合したモデル革新に向け、生産・物流・ＩＴなど事業基盤の強化への投資はテーマを厳選したうえで継続強化してまいります。

引き続き、グローバル確実短納期を一層強化するために、物流拠点の新設や拡張によって在庫を積極的に積みまして顧客のニーズに応えてまいります。また、世界Ｎｏ.1の生産材データベース構築や各国の顧客嗜好に最適化した新ＥＣサイトの導入などにも継続的に取り組みます。さらには次世代基幹システムの構築により確実短納期の安定性・信頼性を高めてまいります。

③組織の進化

当社グループの組織コンセプトは、「末端やたら元気」と「戦略的束ね」の両立です。「創って、作って、売る」をワンセットで具備する組織を中核とし、権限委譲を図りながら「末端やたら元気」を実現するとともに、ラインによる戦略指導で各組織と経営トップの戦略整合を図り「戦略的束ね」を実現しています。この理念の下で経営環境の変化やミスミ組織の拡大に対応しながら組織を進化させております。

世界的に製造業のデジタルものつくりへの進化が加速する中、当社グループは、中国・アジア・欧州・米州という地域ごとに全権を持つ企業体組織を置き、各地域の需要に迅速に対応する体制で事業拡大を図っております。また、商品企業体組織や生産・物流・ＩＴ・顧客サービスのプラットフォーム組織は、各地域における競争力のある商品、サービスを提供することで、グループ全体における戦略展開を加速させております。

これに加え、20年2月より代表取締役を1名から2名体制に移行することで経営体制を強化いたしました。管掌を分担し経営意思決定の迅速化を図ることで、モデル革新と事業成長の加速を実現してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区分＼期別	第55期 (2017年3月期)	第56期 (2018年3月期)	第57期 (2019年3月期)	第58期 (2020年3月期)
売上高 (百万円)	259,015	312,969	331,936	313,337
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,387	25,601	24,034	16,504
1株当たり当期純利益 (円)	66.94	91.01	84.80	58.18
総資産 (百万円)	212,041	243,492	252,393	264,684
純資産 (百万円)	155,658	186,719	205,424	211,630

(注) 第57期(2019年3月期)より「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)の適用による表示方法の変更を行いましたため、第56期(2018年3月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

(5) 主要な事業内容

ＦＡなどの自動機の標準部品を主に扱うＦＡ事業、自動車や電子・電気機器などの金型部品を主に扱う金型部品事業、流通事業としてミスミブランド以外の他社商品も含めた生産設備関連部品に加え、製造副資材やＭＲＯ（消耗品）などを販売するＶＯＮＡ事業で構成されております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ミスミ	百万円 850	100.0%	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
駿河精機株式会社	百万円 100	100.0%	ＦＡ事業
株式会社駿河生産プラットフォーム	百万円 491	100.0%	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
三島精機株式会社	百万円 80	100.0% (100.0%)	金型部品事業
株式会社ダイセキ	百万円 10	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	千RMB 587,328	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
MISUMI Investment (Shanghai) Co., Ltd.	RMB 0	100.0% (100.0%)	持株会社
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	RMB 0	100.0% (100.0%)	サプライチェーン管理
スルガセイキ科技（上海）有限公司	千RMB 25,325	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業
MISUMI E.A. HK LIMITED	千HK$ 8,000	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
スルガセイキ（南通）有限公司	千RMB 624,769	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業
スルガセイキ（上海）有限公司	千RMB 112,992	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業
スルガセイキ（佛山）有限公司	千RMB 2,178	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	千RMB 13,117	63.0% (63.0%)	金型部品事業

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
MISUMI KOREA CORP.	千KRW 700,000	100.0%	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
SURUGA KOREA CO., LTD.	千KRW 2,502,840	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業
MISUMI TAIWAN CORP.	千NT$ 15,000	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
MISUMI Vietnam CO., LTD.	百万VND 405,237	100.0% (100.0%)	
SAIGON PRECISION CO., LTD.	千US$ 95,200	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	千THB 118,805	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	千THB 107,000	100.0% (100.0%)	金型部品事業
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	千INR 1,878,720	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
SURUGA India Pvt. Ltd.	千INR 360,460	100.0% (99.7%)	金型部品事業
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	千S$ 1,000	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	千US$ 89,300	100.0% (99.9%)	グループファイナンス業務等
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	千MYR 2,500	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
PT. MISUMI INDONESIA	百万IDR 127,552	100.0% (100.0%)	
MISUMI USA, INC.	千US$ 4,900	100.0% (100.0%)	
MISUMI Investment USA Corporation	US$ 100	100.0% (100.0%)	持株会社
Dayton Lamina Corporation	US$ 1,000	100.0% (100.0%)	

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
Dayton Progress International Corporation	US$ 2,500	100.0% (100.0%)	金型部品事業
Dayton Progress Corporation	千US$ 348	100.0% (100.0%)	
Anchor Lamina America, Inc.	US$ 0	100.0% (100.0%)	
P.C.S. Company	千US$ 500	100.0% (100.0%)	
Connell Asia Limited LLC	千US$ 1,000	100.0% (100.0%)	持株会社
Connell Anchor America, Inc.	US$ 0	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress Canada, Ltd.	CA$ 100	100.0% (100.0%)	金型部品事業
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	千MXN 172,636	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
MISUMI Mexico Service S. de R.L. de C.V.	千MXN 107	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	千MXN 148,982	100.0% (100.0%)	金型部品事業
Dayton Progress (Mexico) Services, S. de R.L. de C.V.	千MXN 3	100.0% (100.0%)	
MISUMI Europa GmbH	千EUR 6,500	100.0% (100.0%)	ＦＡ事業 金型部品事業 ＶＯＮＡ事業
Dayton Progress GmbH	千EUR 1,533	100.0% (100.0%)	金型部品事業
Dayton Progress SAS	千EUR 440	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress Ltd.	GBP 100	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress-Perfuradores Lda	千EUR 400	100.0% (100.0%)	
Dayton Progress s.r.o.	千CZK 200	100.0% (100.0%)	

（注）1.「当社の出資比率」の欄の（内書）は間接所有であります。
2. 出資比率のパーセントは、小数点第２位以下を四捨五入しております。

③　事業年度末日における特定完全子会社の状況

会　社　名	住　所	帳簿価額の合計	当社の総資産額
株式会社ミスミ	東京都文京区後楽二丁目５番１号	25,295百万円	71,849百万円

(7) 主要な営業所および事業所

①　当社

名　称	所　在　地
本社	東京都　文京区

②　子会社

・国内

名　称	所　在　地
株式会社ミスミ	東京都　文京区
駿河精機株式会社	静岡県　静岡市
株式会社駿河生産プラットフォーム	静岡県　静岡市
三島精機株式会社	静岡県　駿東郡
株式会社ダイセキ	兵庫県　神戸市

・海外

名　称	所　在　地
MISUMI (CHINA) PRECISION MACHINERY TRADING CO., LTD.	中国　上海
MISUMI Investment (Shanghai) Co., Ltd.	中国　上海
MISUMI (Shanghai) Supply Chain Management Co., Ltd.	中国　上海

名称	所在地	
スルガセイキ科技（上海）有限公司	中国	上海
MISUMI E.A. HK LIMITED	中国	香港
スルガセイキ（南通）有限公司	中国	南通
スルガセイキ（上海）有限公司	中国	上海
スルガセイキ（佛山）有限公司	中国	佛山
Wuhan Dong Feng Connell Die & Mold Standard Parts Co., Ltd.	中国	武漢
MISUMI KOREA CORP.	韓国	ソウル
SURUGA KOREA CO., LTD.	韓国	京畿道
MISUMI TAIWAN CORP.	台湾	台北
MISUMI Vietnam CO., LTD.	ベトナム	バクニン
SAIGON PRECISION CO., LTD.	ベトナム	ホーチミン
MISUMI (THAILAND) CO., LTD.	タイ	ラヨーン
SURUGA (THAILAND) CO., LTD.	タイ	ラヨーン
MISUMI INDIA Pvt. Ltd.	インド	グルガオン
SURUGA India Pvt. Ltd.	インド	グルガオン
MISUMI SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	シンガポール	
MISUMI TREASURY SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	
MISUMI MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア	スランゴール
PT. MISUMI INDONESIA	インドネシア	ジャカルタ
MISUMI USA, INC.	米国	イリノイ
MISUMI Investment USA Corporation	米国	デラウェア
Dayton Lamina Corporation	米国	オハイオ
Dayton Progress International Corporation	米国	オハイオ
Dayton Progress Corporation	米国	オハイオ

名　　称	所　在　地	
Anchor Lamina America, Inc.	米　　国	ミシガン
P.C.S. Company	米　　国	ミシガン
Dayton Progress Canada, Ltd.	カナダ	オンタリオ
MISUMI Mexico S. de R.L. de C.V.	メキシコ	ケレタロ
MISUMI Mexico Service S. de R.L. de C.V.	メキシコ	ケレタロ
Dayton Progress (Mexico), S. de R.L. de C.V.	メキシコ	ケレタロ
Dayton Progress (Mexico) Services, S. de R.L. de C.V.	メキシコ	ケレタロ
MISUMI Europa GmbH	ドイツ	フランクフルト
Dayton Progress GmbH	ドイツ	オーバーウルゼル
Dayton Progress SAS	フランス	モーン
Dayton Progress Ltd.	英　　国	ウォリックシャー
Dayton Progress-Perfuradores Lda	ポルトガル	アルコバサ
Dayton Progress s.r.o.	チェコ	ベナートキ・ナト・イゼロウ

(8) 従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減数（名）
12,138	162　減

（注）1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 派遣社員等の臨時従業員数を含む 2020年3月末時点の人員数は13,494名であります。

(9) 主要な借入先

金融機関からの借入金はありません。
なお、取引金融機関とコミットメントライン契約（融資限度額150億円）を締結しております。

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　1,020,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　283,898,581株 (自己株式129,616株を除く)

(3) 株　　主　　数　　5,498名

(4) 大　　株　　主 (上位10名)

株　　主　　名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	47,262,800	16.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	30,660,400	10.8
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	14,505,412	5.1
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	10,678,500	3.8
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT	9,228,914	3.3
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	5,623,961	2.0
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	5,315,800	1.9
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	5,234,900	1.8
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	5,161,683	1.8
JP MORGAN CHASE BANK 385151	4,893,618	1.7

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (129,616株) を控除して計算しております。
2. 持株比率のパーセントは、小数点第2位以下を四捨五入しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の保有する新株予約権の状況

回次	第20回新株予約権
発行決議の日	2014年６月13日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	３名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	21,900株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2014年11月８日～2044年11月７日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第23回新株予約権
発行決議の日	2016年２月10日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	３名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	18,100株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2016年２月26日～2046年２月25日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第24回新株予約権
発行決議の日	2016年２月10日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	１名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,400株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2019年２月25日～2026年２月24日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の２年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第26回新株予約権
発行決議の日	2016年９月15日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	３名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,400株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2016年10月４日～2046年10月３日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第27回新株予約権
発行決議の日	2016年９月15日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	２名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	38,700株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2019年10月３日～2026年10月２日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の２年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第29回新株予約権
発行決議の日	2017年９月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	３名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	11,500株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2017年10月７日～2047年10月６日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第30回新株予約権
発行決議の日	2017年９月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	３名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	72,200株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2020年10月６日～2027年10月５日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の２年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第32回新株予約権
発行決議の日	2018年６月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	４名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	12,100株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2018年７月７日～2048年７月６日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第33回新株予約権
発行決議の日	2018年６月21日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	４名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	77,500株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2021年７月６日～2028年７月５日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の２年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第35回新株予約権
発行決議の日	2019年６月20日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	５名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	18,100株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2019年７月６日～2049年７月５日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、当社、当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員のいずれの地位をも喪失した日から10 日以内に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

回次	第36回新株予約権
発行決議の日	2019年６月20日
保有人数	
当社取締役（社外役員を除く）	４名
当社社外取締役（社外役員に限る）	―名
当社監査役	―名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	76,400株
新株予約権の行使時の払込金額	１株当たり１円
新株予約権の行使期間	2022年７月５日～2029年７月４日
新株予約権の主な行使条件	イ．取締役は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、取締役が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の２年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、取締役が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する取締役が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員および使用人に対して交付された新株予約権の内容の概要

回次	第37回新株予約権
発行決議の日	2019年10月17日
交付された者の人数	
当社使用人 (当社の役員を兼ねている者を除く)	35名
当社の子会社の役員および使用人 (当社の役員または使用人を兼ねている者を除く)	67名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	163,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	2022年11月1日～2029年10月31日
新株予約権の主な行使条件	イ．新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社若しくは関連会社の役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、権利行使時において当該地位に存しない場合といえども、新株予約権者が上記の行使期間の開始後に退任または退職した場合には、退任日または退職日の翌日の2年後の応当日または行使期間の満了日のいずれか早い日までの期間に限り、権利を行使することができる。 ロ．上記イ．以外の新株予約権の行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるものとする。
新株予約権の取得事由	イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権の全てを無償で取得することができる。 ロ．当社は、新株予約権者が上記の新株予約権の主な行使条件の規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は同日時点で残存する新株予約権者が保有する当該新株予約権の全てを無償で取得することができる。
有利な条件の内容	―

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西本甲介	株式会社ミスミ ＯＳＴ企業体社長 駿河精機株式会社 代表取締役社長
代表取締役社長	大野龍隆	株式会社ミスミ 代表取締役社長 同　　ＶＯＮＡ企業体社長
取締役副社長	池口徳也	株式会社ミスミグループ本社　ＥＣビジネス革新センター長 株式会社ミスミ ＶＯＮＡ　ＭＲＯ企業体社長
常務取締役　ＣＦＯ	男澤一郎	株式会社ミスミグループ本社 コーポレートサービスプラットフォーム 代表執行役員
常務取締役　ＣＩＯ	佐藤年成	株式会社ミスミグループ本社 ＩＴサービスプラットフォーム 代表執行役員 ユーザーサービスプラットフォーム 代表執行役員
取締役	小城武彦	株式会社日本人材機構 代表取締役社長 株式会社西武ホールディングス 社外取締役 金融庁 参与 学校法人至善館 理事
取締役	中野庸一	株式会社中庸 代表取締役社長
常勤監査役	宮本博史	株式会社ミスミ 監査役 株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役
監査役	野末寿一	弁護士（静岡のぞみ法律特許事務所） 静岡ガス株式会社 社外取締役 レック株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社赤阪鐵工所 社外取締役
監査役	青野奈々子	株式会社ＧＥＮ 代表取締役社長 日本製紙株式会社 社外監査役 オプテックスグループ株式会社 社外取締役

(注) 1. 取締役小城武彦および中野庸一の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役野末寿一および青野奈々子の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役野末寿一氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 監査役青野奈々子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役小城武彦、取締役中野庸一、監査役野末寿一および監査役青野奈々子の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。
6. 当事業年度末日後の監査役の担当および重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
宮 本　博 史	株式会社ミスミ 監査役 株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役	株式会社駿河生産プラットフォーム 監査役 駿河精機株式会社 監査役	2020年４月1日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給対象となる役員の数（名）
		基本報酬	賞与	ストック・オプション	
取締役 （うち社外取締役）	569 (18)	259 (18)	27 (－)	282 (－)	7 (2)
監査役 （うち社外監査役）	36 (16)	36 (16)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合計	605	295	27	282	10

(注) 1. 2014年６月13日開催の第52回定時株主総会における決議による取締役の報酬の額は年額11億円以内（うち社外取締役４千万円以内）であり、その額には使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与およびストック・オプションとしての新株予約権は含んでおりません。
2. 1993年６月28日開催の第31回定時株主総会における決議による監査役の報酬の額は年額５千万円以内であります。
3. 報酬等の種類別の総額のうち、ストック・オプションについては、第52回定時株主総会までの株主総会の決議に基づき発行された報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を費用処理した金額を記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との間に、重要な取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　名	主 な 活 動 状 況
小 城 武 彦 (社外取締役)	・取締役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
中 野 庸 一 (社外取締役)	・取締役会への出席状況および発言状況 2019年６月13日の就任以後の当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・取締役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
野 末 寿 一 (社外監査役)	・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また、監査役会20回のうち19回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。
青 野 奈々子 (社外監査役)	・取締役会および監査役会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査役会20回のうち20回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から議案・審議等につき適宜質問、助言を行っております。 ・監査役の意見により変更された事業方針 該当事項はありません。 ・当社の「不祥事等の内容」に関する対応の概要 該当事項はありません。

③　責任限定契約の内容の概要

当社は、定款第29条第２項および同第39条第２項に、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役および社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

区　分	責任限定契約の内容の概要
社外取締役	当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、１千万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。
社外監査役	当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、社外監査役の会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、５百万円または法令が規定する金額のいずれか高い額としております。

④　当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第２条第１項の業務の報酬	８千４百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	８千４百万円

なお、当社の主要な海外子会社は、Deloitte Touche Tohmatsuの監査を受けております。

（注）1. 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬の額は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬の額の合計であります。
2. 上記報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務遂行状況および報酬の見積りの算定根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき相当と判断し、会社法第399条第１項に基づく同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、当社都合のほか、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行うこととしております。

なお、検討の結果、解任または不再任が妥当であると判断した場合には、当社監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることおよびその内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社の取締役会は、2015年５月14日開催の取締役会で、会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項に基づき「内部統制システムの基本方針」の決議を行っており、その内容は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会、グループ本社役員会等重要な会議における議事録を法令、規程に従い作成し、適切に保管する。

② 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ミスミグループ本社およびその子会社（以下総称して「ミスミグループ」と呼ぶ）の法令遵守、環境、情報、輸出管理、自然災害等のリスクに対しては、各種規程・社内ルール・マニュアルを整備し、リスク管理体制を構築する。
- ミスミグループに不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し迅速に対応するとともに、その経過を取締役会に報告する。

③ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ミスミグループの経営計画は最終的に取締役会で承認を行い、月次開催のグループ本社役員会にてその進捗確認を行う。
- 進捗確認等により発見された重要事項は、取締役会またはグループ本社役員会等で討議する。
- 毎月の取締役会では、業績報告を行い、業績の監視と重要事項に対する助言および指導を行う。

④ 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ミスミグループの役職員は、ミスミグループ行動規範を遵守し、法令および定款に適合することを確保する。
- 職務権限規程等のミスミグループの意思決定ルールにより、職務の執行が適正に行われる体制をとる。
- 法令や規程・社内ルールに対する違反、および違反の疑いがある行為の早期発見のために、ミスミグループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、通報者への不利益な取扱いの防止を保証する。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告その他当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ミスミグループ本社は、各子会社の業績および業務の執行状況について、月１回、子会社に報告させる。
- ミスミグループ本社は、グループ本社役員会で各子会社における業績報告や経営計画の進捗確認を行うことで、各子会社の業務の適正性を確保する。
- 内部監査部門は、各子会社に対して定期的に業務監査を実施する。
- 反社会的勢力に対して、ミスミグループ行動規範でその関係断絶を定め、ミスミグループ全体として毅然とした態度で臨み対応する。

⑥　当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査役は監査役補助者の任命を自由に行えるものとし、監査役補助者の人事異動、評価等については、監査役が関与する。

・監査役補助者は、監査役の職務を補助するに際しては、監査役の指示に従って業務を遂行する。

⑦　当社の監査役への報告に関する体制

・監査役は取締役会、グループ本社役員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人は、ミスミグループに著しい影響を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるときは監査役に速やかに報告する。

・ミスミグループの役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められたときは、これに応じて適切に報告を行う。

・監査役は会計監査人や内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行い、会計監査人に対しては、必要に応じて報告を求める。

・内部通報制度の担当部署は、ミスミグループの内部通報の状況について定期的に監査役に報告する。

・監査役へ報告を行ったミスミグループの役職員への不利益な取扱いの防止を保証する。

⑧　当社の監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について生じる費用等につき、毎年一定額の予算を設ける。また、その他監査役の職務の執行について必要な費用については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは費用精算を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの基本方針」を定め、業務の適正を確保する体制を整備しています。当該基本方針は、社内外の環境変化等の必要性に応じて見直しており、上記のとおり、2015年５月14日開催の取締役会において、会社法改正を反映した改訂を決議しています。

当社は、「内部統制システムの基本方針」の当事業年度の運用状況について評価を行い、内部統制システムは適正に運用されており重大な不備はないことを確認しました。

当事業年度における、内部統制システムに関する主な取り組みは、以下のとおりであります。

・当社は、取締役会を14回開催しました。取締役会およびグループ本社役員会は、グループとしての重要な意思決定を行うと共に、企業体・サービスプラットフォーム・子会社の執行状況の確認・監督指導等の役割機能を適切に果たしています。
・当社グループの主要拠点において事業遂行・情報・財務・人事労務・法務等の総合的なリスク評価を定期的に実施しています。その結果を踏まえて、重要なリスクに対しては、主管部門を明確にし、対応策を実施しています。重要なリスクへの対応の一つとして、災害等の発生時の事業継続計画（BCP）を準備しており、それに基づき2020年２月には新型コロナウイルスの対策本部を設置し、適切な対応を行っています。
・当社グループの重要拠点において、コンプライアンス研修や法務研修を実施し、その研修においてミスミグループ行動規範や法令遵守の周知徹底を図っています。
・当社グループ全体を対象とした内部通報制度を設置し、適切に運用しています。
・監査役および監査役会の体制整備や連携については、社外取締役を含む取締役との面談機会や当社グループの管理部門との連携など、監査環境の充実が継続的に図られています。また監査役補佐体制は安定的に運営されています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

※本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額
(資産の部)	
流動資産	**176,395**
現金及び預金	51,646
受取手形及び売掛金	63,178
商品及び製品	46,506
仕掛品	2,391
原材料及び貯蔵品	6,280
未収還付法人税等	776
その他	5,857
貸倒引当金	△242
固定資産	**88,289**
有形固定資産	**45,503**
建物及び構築物	12,469
機械装置及び運搬具	15,344
土地	4,249
使用権資産	5,147
建設仮勘定	5,844
その他	2,447
無形固定資産	**32,334**
ソフトウェア	25,734
その他	6,600
投資その他の資産	**10,451**
投資有価証券	6
繰延税金資産	5,737
その他	4,914
貸倒引当金	△206
資産合計	**264,684**

科　　目	金　額
(負債の部)	
流動負債	**40,592**
支払手形及び買掛金	17,448
リース債務	1,663
未払金	9,961
未払法人税等	2,658
賞与引当金	2,463
役員賞与引当金	30
その他	6,365
固定負債	**12,462**
リース債務	3,529
繰延税金負債	1,353
退職給付に係る負債	6,008
その他	1,571
負債合計	**53,054**
(純資産の部)	
株主資本	**214,057**
資本金	13,231
資本剰余金	23,586
利益剰余金	177,317
自己株式	△78
その他の包括利益累計額	**△4,543**
為替換算調整勘定	△4,455
退職給付に係る調整累計額	△88
新株予約権	**1,560**
非支配株主持分	**555**
純資産合計	**211,630**
負債・純資産合計	**264,684**

連結損益計算書（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		**313,337**
売上原価		**179,751**
売上総利益		**133,585**
販売費及び一般管理費		**109,944**
営業利益		**23,640**
営業外収益		
受取利息	276	
持分法による投資利益	50	
雑収入	342	670
営業外費用		
支払利息	78	
売上割引	72	
為替差損	683	
固定資産除却損	138	
雑損失	92	1,065
経常利益		**23,245**
特別損失		
減損損失	464	464
税金等調整前当期純利益		**22,781**
法人税、住民税及び事業税	6,665	
法人税等調整額	△415	6,249
当期純利益		**16,531**
非支配株主に帰属する当期純利益		27
親会社株主に帰属する当期純利益		**16,504**

連結株主資本等変動計算書（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	13,023	23,378	166,060	△78	202,384
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	208	208	－	－	416
剰余金の配当	－	－	△5,247	－	△5,247
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	16,504	－	16,504
自己株式の処分	－	－	－	0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	208	208	11,257	0	11,673
2020年3月31日残高	13,231	23,586	177,317	△78	214,057

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2019年4月1日残高	1,211	△75	1,135	1,331	572	205,424
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	416
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△5,247
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	16,504
自己株式の処分	－	－	－	－	－	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△5,666	△12	△5,679	229	△17	△5,467
連結会計年度中の変動額合計	△5,666	△12	△5,679	229	△17	6,205
2020年3月31日残高	△4,455	△88	△4,543	1,560	555	211,630

計算書類

貸借対照表（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**32,381**	**流動負債**	**6,678**
現金及び預金	14,518	未払金	3,723
未収入金	5,632	関係会社預り金	1,016
関係会社預け金	12,193	未払法人税等	1,266
その他	36	賞与引当金	180
		役員賞与引当金	30
		その他	461
		固定負債	**1,415**
		退職給付引当金	1,367
		その他	47
		負債合計	**8,093**
		(純資産の部)	
		株主資本	**62,194**
固定資産	**39,467**	**資本金**	**13,231**
投資その他の資産	**39,467**	**資本剰余金**	**20,486**
関係会社株式	32,320	資本準備金	19,929
関係会社長期貸付金	6,093	その他資本剰余金	557
繰延税金資産	944	**利益剰余金**	**28,555**
その他	110	利益準備金	402
		その他利益剰余金	28,153
		別途積立金	27,400
		繰越利益剰余金	753
		自己株式	**△79**
		新株予約権	**1,560**
		純資産合計	**63,755**
資産合計	**71,849**	**負債・純資産合計**	**71,849**

損益計算書（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営業収益		**23,608**
営業費用		**19,557**
営業利益		**4,051**
営業外収益		
受取利息	142	
雑収入	15	157
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	27	
雑損失	3	31
経常利益		**4,177**
税引前当期純利益		**4,177**
法人税、住民税及び事業税	365	
法人税等調整額	△72	292
当期純利益		**3,885**

株主資本等変動計算書（自　2019年4月1日　至　2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	13,023	19,721	557	20,278	402	27,400	2,115	29,917
事業年度中の変動額								
新株の発行	208	208	－	208	－	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△5,247	△5,247
当期純利益	－	－	－	－	－	－	3,885	3,885
自己株式の処分	－	－	0	0	－	－	－	－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	208	208	0	208	－	－	△1,362	△1,362
2020年3月31日残高	13,231	19,929	557	20,486	402	27,400	753	28,555

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
2019年4月1日残高	△79	63,140	1,331	64,472
事業年度中の変動額				
新株の発行	－	416	－	416
剰余金の配当	－	△5,247	－	△5,247
当期純利益	－	3,885	－	3,885
自己株式の処分	0	0	－	0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	229	229
事業年度中の変動額合計	0	△946	229	△716
2020年3月31日残高	△79	62,194	1,560	63,755

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

株式会社　ミスミグループ本社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早　稲　田　宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　原　伸太朗	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミスミグループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第58期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

株式会社　ミスミグループ本社　監査役会

常勤監査役　　宮　本　博　史　　㊞

社外監査役　　野　末　寿　一　　㊞

社外監査役　　青　野　奈々子　　㊞

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

株式会社　ミスミグループ本社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早　稲　田　宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉　原　伸太朗	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミスミグループ本社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き、事業の実際を調査すると共に各社の取締役及び使用人等から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について説明を求め、また内部監査部門より定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、四半期レビュー結果、期末監査結果ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保する為の体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

株式会社ミスミグループ本社　監査役会

常勤監査役　宮　本　博　史　㊞

社外監査役　野　末　寿　一　㊞

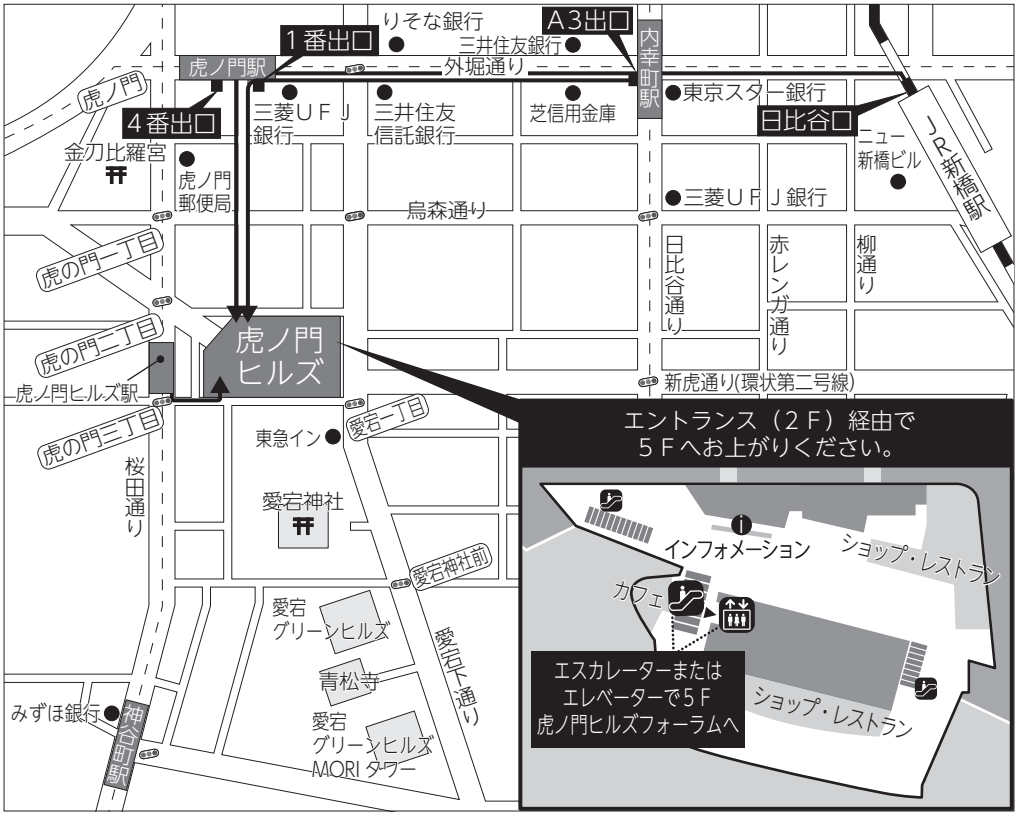
社外監査役　青　野　奈々子　㊞

以上

〈メ　モ　欄〉

ご 案 内 図

東京都港区虎ノ門１丁目23番３号
虎ノ門ヒルズ森タワー５階　虎ノ門ヒルズフォーラム
TEL. 03（6406）6226　代表



※駐車場のご用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

最寄りの各駅

●東京メトロ銀座線 <虎ノ門駅> …… １番出口より徒歩５分
　４番出口より徒歩５分
●東京メトロ日比谷線 <虎ノ門ヒルズ駅> … Ａ１出口より徒歩３分
●都営地下鉄三田線 <内幸町駅> …… Ａ３出口より徒歩８分
●ＪＲ山手線･京浜東北線･東海道線
　横須賀線 <新橋駅> …… 日比谷口出口より徒歩13分

※受付開始は、午後１時を予定しております。

本年は新型コロナウイルス感染防止のため、会場内外での当社係員によるご案内は控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。